

医療法に基づく病院・診療所の体系について

◎病院：9,014施設（平成18年3月31日現在）

※医療施設動態調査（平成18年3月末概数）より

（定義）

20人以上の患者を入院させるための施設を有し、傷病者に対し科学的でかつ適正な診療を提供するための人員、構造設備の基準を満たすもの。

（類型）

- 地域医療支援病院：120施設（平成18年7月1日現在） ※厚生労働省医政局調より
地域における医療の確保のために必要な支援に関する要件（①紹介外来制を原則とすること、②救急医療提供の能力を有すること、③200床以上の病床を有すること 等）を満たす病院として、都道府県知事の承認を受けたもの。
- 特定機能病院：81施設（平成18年7月1日現在） ※厚生労働省医政局調より
①高度の医療を提供する能力を有すること、②高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を有すること、③400床以上の病床を有すること 等の要件を満たす病院として、厚生労働大臣の承認を受けたもの。

◎診療所：165,673施設（平成18年3月31日現在）

※医療施設動態調査（平成18年3月末概数）より

（定義）

患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの。

（類型）

- 一般診療所：98,405施設（平成18年3月31日現在）
 - ・うち有床（1～19床）：13,719施設
 - ・うち無床（0床）：84,686施設
- 歯科診療所：67,268施設（平成18年3月31日現在）